



目 次	
告 示	ページ
○漁船損害等補償法による同意成立 (漁業管理課)	
○漁船損害等補償法による付保義務消滅 ( " )	1
○漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出 ( " )	1
公 告	
○高知県立盲ろう福祉会館の指定管理者の募集 (障害保健福祉課)	1
○特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活・男女共同参画課)	2
落札公告	
○落札者等の公告 (総務事務センター)	2
正 誤	
○正誤 (平20・8・1付け 告示)	3

-----  
告 示  
-----

**高知県告示第598号**  
 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めため、同法第112条の2第3項の規定により告示する。  
 平成20年9月29日（揭示済）  
 高知県知事 尾崎 正直

吉良川町加入区

**高知県告示第599号**  
 漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成16年9月高知県告示第590号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により平成20年9月28日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に

付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年9月29日（揭示済）  
 高知県知事 尾崎 正直

吉良川町加入区

**高知県告示第600号**  
 漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第5条第3項の規定により告示し、当該届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。  
 平成20年9月30日  
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 届出事項
  - (1) 発起人の住所及び氏名  
 宿毛市 山中 輝明  
 " 谷 岡 正 明  
 " 河 原 喜久男
  - (2) 加入区の名 称  
 栄喜加入区
  - (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
 すくも湾漁業協同組合
- 2 指定漁船調書の縦覧
  - (1) 縦覧期間  
 平成20年9月30日から同年10月14日まで
  - (2) 縦覧場所  
 すくも湾漁業協同組合本所

-----  
公 告  
-----

高知県立盲ろう福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和55年高知県条例第10号）第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。  
 平成20年9月17日（揭示済）  
 高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定管理者が業務を行う施設の概要
  - (1) 施設の名称  
 高知県立盲ろう福祉会館（以下「会館」という。）
  - (2) 施設の場所  
 高知市越前町二丁目4番15号
  - (3) 施設の概要  
 募集要項に記載のとおり
- 2 指定管理者が行う業務
  - (1) 会館の許可施設の利用の許可等に関する業務

- (2) 使用料の徴収に関する業務（調定事務を除く。）
  - (3) 会館の施術所の利用者に対する技術指導に関する業務
  - (4) 会館の施設、設備等の維持管理に関する業務
  - (5) 会館の運営に関する業務
- 3 指定の期間  
 平成21年4月1日から平成23年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でない認められるときは、その指定を取り消すものとする。
  - 4 応募資格  
 高知県内に主たる事務所（本社又は本店等）を有し、3の指定期間中、会館の利用において、視覚、聴覚、音声機能等に障害のある者の平等利用の確保、業務の効率化による経費の縮減等ができるとともに、安全かつ円滑に会館を管理運営することができる法人その他の団体とする。  
 なお、複数の法人等で構成するグループも応募することができるが、その場合、グループの代表となる構成員は、高知県内に主たる事務所（本社又は本店等）を置くことを要件とする。
  - 5 指定の手續
    - (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の募集期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、7に持参又は郵送により提出すること。  
 ア 2の業務に係る事業計画書  
 イ 2の業務に係る収支予算書  
 ウ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類  
 エ 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し  
 オ 申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類  
 カ アからオまでに掲げる書類のほか、募集要項に記載している書類
    - (2) 募集期間は、平成20年10月15日（水）から同月24日（金）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時30分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成20年10月24日午後5時30分までに到着すること。
    - (3) (1)の申請のあったものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。
    - (4) 募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要項を参照すること。  
 なお、募集要項の配布は、平成20年9月17日（水）から同年10月24日まで（高知県の休日を定める条例第1条第1項各

号に掲げる日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に7で行う。また、募集要項は、高知県健康福祉部障害保健福祉課のホームページ (<http://www.pref.kochi.jp/~shougai/>) から入手することができる。

(5) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。

6 その他

県は、指定管理者と会館の管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。

7 申請書等の提出場所及び募集要項の配布場所並びに問い合わせ先

郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目2-20  
高知県健康福祉部障害保健福祉課  
電話番号088-823-9633 ファクシミリ番号088-823-9260

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、平成20年9月17日から2月間高知県文化環境部県民生活・男女共同参画課において縦覧に供する。

平成20年9月17日(揭示済)  
高知県知事 尾崎 正直

申請のあった年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成20年9月17日	特定非営利活動法人 四万十町環境・雇用創出協会	吉永 毅 一郎	高岡郡 四万十町峰ノ上472番地15	この法人は、環境にやさしい循環型社会の構築と地域発の雇用創出を目指し、四万十町及び周辺地域住民に対して、環境美化に関するサービス、広報活動と地域の人材育成、雇用創出等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成20年9月30日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
起震車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日  
平成20年8月20日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社藤島 高知市南川添1番28号
- 5 落札金額  
27,090,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日  
平成20年7月8日

-----  
正 誤  
-----

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平20・8・1	9064	○告示	4	中 (17)	<u>土砂の流出の防備</u>	水源の <u>かん</u> 養